

法文学部留学ガイドンス

令和7年5月30日
法文学部教務委員会

1. 海外での学修形態

- ①留学 学内選考後、交流協定校で学修する（概ね半年～1年）。
- ※ 修業年限（4年）に算入するが、入学してから4年間で卒業することは難しい。
 - ※ 在籍身分は、「留学」（「留学願」の提出による）となる。
- ②休学 学修先の学校、校種の指定などはない。期間は、概ね1年以内。
- ※ 修業年限（4年）に算入しない。休学した期間だけ卒業が延びる。
 - ※ 在籍身分は、「休学」（「休学願」の提出による）となる。
 - ※ 大学を通じてトビタテ!留学JAPAN日本代表プログラムへ応募する学生もいます。詳細は国際事業課（共通教育棟1号館5階）へ問い合わせてください。

2. 語学

協定大学への留学を希望する場合には、TOEFL、TOEIC、IELTS、実用英語技能検定、ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語検定等の成績証明書の写しが必要となる。留学派遣の学内選考を通過しても、別途留学先から事前の語学研修プログラムの受講を要求されることがある。

留学先での日常生活に困らないよう、語学力の向上に向けて準備しておくことが望ましい。

3. 授業料

- ①留学 留学先に授業料を納める必要はないが、授業料以外の費用は必要である（例えば、寄宿料など）。
なお、留学の期間中も本学に在学中として取り扱われるので、本学に授業料を納めることになる。
- ②休学 通常の休学と同様の取扱いである。

4. 留学計画の概略

(1) 留学制度

鹿児島大学には、①大学間学術交流協定による留学、②部局間学術交流協定による留学という2つの留学制度があります。両制度の留学先や手続きの違いによく注意して申請してください。

留学制度	①大学間学術交流協定による留学	②法文学部局間学術交流協定による留学
概要	多くの協定校に留学できます。 最新情報は、本学 HP の「国際交流・留学」のページを参照してください。	法文学部独自の制度で、協定校であるドイツのミュンヘン大学、中国の内蒙古大学、内蒙古師範大学、長江大学、海南大学、上海海事大学、江蘇師範大学、台湾の国立暨南国際大学、タンザニアのセント・オーガスティン大学、フランスの EMBA-ISUGA 大学に留学できます。
募集要項	6 月に HP 上で公開されます。	6 月に法文学部学生係で配付します。
コンタクトパーソン	大学間学術交流協定による留学では、コンタクトパーソンは決まっています。質問等については、国際事業課に尋ねてください。	部局間学術交流協定による留学では、各協定校のコンタクトパーソン（法文学部教員）が、具体的な指導、手続きを担当します。募集要項を参照して、早めにコンタクトパーソンに連絡を取ってください。

(2) 手続き日程

以下は予定です。最新情報は HP や掲示板等をご確認ください。

	①大学間学術交流協定による留学	②法文学部局間学術交流協定による留学
6 月	募集要項の配付 (HP で公開)	募集要項の配付 ※募集要項は配布可能になり次第、別途通知します。
6 月～8 月		コンタクトパーソンによる事前指導、面接選考
7 月中旬	留学申込書提出締切 (法文学部学生係)	留学申込書提出締切 (法文学部学生係)
8 月中旬	奨学金選考と留学選考を兼ねた面接	奨学金選考のための面接
9 月上旬	選考結果通知	選考結果通知
10 月以降	留学先との交渉 (各自)・入学承諾書の入手 (各自) ↓ 法文学部学生係へ留学願と入学承諾書を提出 ↓ (学部内承認手続き) ↓ 承認 ↓ 渡航・留学	

※上記の他に大学を通して応募する留学制度に以下のものがあります。

手続き等の詳細は国際事業課 (共通教育 1 号館 5 階) へ問い合わせてください。

■鹿児島県清華大学留学支援奨学金交付事業 (清華大学 (北京) への 9 月から 1 月までの中国語語学留学)

※休学して海外へ行く場合にも、休学願に入学承諾書の添付が必要なので、入学承諾書を入手しておくこと。

5. その他

- (1) 奨学金を受給中の者は、留学期間中（①留学中に国費奨学金を受給するとき②受給しないとき）の取扱いはどうなるのか（継続か休止か、休止の場合、卒業が延期になっても延期分の支給があるかなど）、事前に調べておくこと。
- (2) 教員免許取得を考えている者は、2年次の3月頃から卒業時まで各種手続きをしなければならない。この手続きを期日までに済まないと教育実習が受けられないことがある。留学（休学して海外で学修する者も含む。）中は当然手続きができないので、手遅れとならぬよう事前に学生係に相談しておくこと（漠然と留学を考えた時点でも構わない）。留学を理由に手続きの猶予などの特別な配慮はしないので、教員免許取得までのアドバイスを早めに受けておくこと。
- (3) 留学先の学校とは、学期の暦が違いうことに留意する。例えば、本学部前期の途中で渡航し、後期の途中で帰国となるケースも多い。その場合、本学の授業は、前期の方は中途までの受講となり、後期の方は、既に授業が始まっているため、途中からの受講はできない。つまり、前期、後期とも本学では単位は修得できないことになる。なお、留学先で単位を修得した場合は、所定の手続きによって本学の単位として認められる制度がある。
- (4) 就職活動の時期を含め、卒業までの学修計画を十分に考えておくこと。

6. 相談窓口

- 大学間学術交流協定校への留学、清華大学への留学（鹿児島県清華大学留学支援奨学金交付事業）、JASSO海外留学支援制度（協定派遣）奨学金、トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラムについて

- 国際事業課（共通教育棟1号館5階）

- 法文学部局間学術交流協定校への留学について

- 法文学部学生係（法文学部1号館1階）

- 受給中の奨学金について

- 日本学生支援機構奨学金 学生生活課（共通教育棟1号館1階）
 - その他の奨学金 各奨学金事務局

- 就職について

- キャリア形成支援センター（共通教育棟1号館1階）

- 留学願・休学願の手続きについて

- 法文学部学生係（法文学部1号館1階）

- 教員免許取得について

- 法文学部学生係（法文学部1号館1階）